

「野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約書」新旧対照表

2018年3月26日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>第2条 (定義) 本契約において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。</p> <p>①② (現状どおり)</p> <p>③契約金額 運用資産の価額をいいます。本契約第5条に基づきお客様が入金した金額をいい、第23条第2項に基づき本契約が更新されたとき、第10条第1項に基づき投資計画が変更されたとき、及び第11条に基づき定時定額払戻が設定、変更または解除されたときに調整されます。</p> <p>④投資額合計 当初の契約金額にその後の増減額及び定時定額払戻金額を加味した額をいいます。</p> <p>⑤～⑬ (現状どおり)</p> <p>第3条 (投資判断・投資実行の一任)</p> <p>1. (現状どおり)</p> <p>2. お客様が口座資産を引出す場合は、第10条に定める減額、第11条に定める定時定額払戻または第12条に定める解約の手続を経た上で行うものとします。</p> <p>第10条 (投資計画の変更)</p> <p>1. お客様は、運用開始日の1ヶ月後の応当日(応当日がないときは、運用開始日以降、2回目の月末日)以降、次に掲げる事項(以下、「投資計画の変更」といいます)を行うことができます。但し、③ないし⑥に掲げる事項については、当社が予め用意する資産配分比率や乖離を許容する幅以外の数字へは変更できません。なお、①に掲げる事項と②に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。</p> <p>① (現状どおり)</p> <p>②契約金額の減額(但し、1回当たり1万円以上1万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます)</p> <p>③～⑥ (現状どおり)</p> <p>2～5. (現状どおり)</p> <p>6. 投資計画の変更の回数は、第23条に定める契約期間毎に、変更適用日を基準として6回を上限とします。</p> <p>7～9. (現状どおり)</p> <p>10. 減額を行った後の契約金額は、3000万円を下回ってはならないものとします。</p> <p>11. (現状どおり)</p> <p>第11条 (定時定額払戻)</p> <p>1. お客様は、運用開始日以降、当社の定める書面を提出することにより、運用資産を定期的に一部換金し、お客様にお支払いするサービス(以下、「定時定額払戻」といいます)の設定、変更または解除を行うことができます。</p> <p>2. 定時定額払戻の払戻金額は、1回あたり1万円以上1万円単位</p>	<p>第2条 (定義) 本契約において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。</p> <p>①② (省略)</p> <p>③契約金額 運用資産の価額をいいます。本契約第5条に基づきお客様が入金した金額をいい、第22条第2項に基づき本契約が更新されたとき、及び、第10条第1項に基づき投資計画が変更されたときに調整されます。</p> <p>④投資額合計 当初の契約金額にその後の増減額を加味した額をいいます。</p> <p>⑤～⑬ (省略)</p> <p>第3条 (投資判断・投資実行の一任)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. お客様が口座資産を引出す場合は、第10条に定める減額または第11条に定める解約の手続を経た上で行うものとします。</p> <p>第10条 (投資計画の変更)</p> <p>1. お客様は、運用開始日の1ヶ月後の応当日(応当日がないときは、運用開始日以降、2回目の月末日)以降、次に掲げる事項(以下、「投資計画の変更」といいます)を行うことができます。但し、③ないし⑥に掲げる事項については、当社が予め用意する資産配分比率や乖離を許容する幅以外の数字へは変更できません。なお、①に掲げる事項と②に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。</p> <p>① (省略)</p> <p>②契約金額の減額(但し、1回当たり100万円以上1万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます)</p> <p>③～⑥ (省略)</p> <p>2～5. (省略)</p> <p>6. 投資計画の変更の回数は、第22条に定める契約期間毎に、変更適用日を基準として6回を上限とします。</p> <p>7～9. (省略)</p> <p>10. 減額を行った後の契約金額は、5000万円を下回ってはならないものとします。</p> <p>11. (省略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(ただし、100万円を上限とします)とし、払戻頻度、払戻日等は当社が別に定めるとおりとします。</p> <p>3. 定時定額払戻に係る払戻金額は、払戻日に運用資産から分離するものとして取り扱います。</p> <p>4. 定時定額払戻に係る契約金額の調整は次のように行います。</p> <p>①定時定額払戻の設定、変更または解除のみの場合 定時定額払戻の設定、変更または解除の手続が完了した日の前営業日における運用資産の時価評価額</p> <p>②第10条に定める投資計画の変更と同時に定時定額払戻の設定、変更または解除を行う場合 第10条第8項第2号、第10条第9項第2号、第10条第11項に定める価額</p> <p>5. 定時定額払戻の設定、変更または解除の適用日は、次のとおりとします。</p> <p>①定時定額払戻の設定、変更または解除のみの場合 定時定額払戻の設定、変更または解除の手続が完了した日の翌営業日。ただし、手続の申込時点で既に第10条に定める投資計画の変更の手続が完了しており、当該変更の変更適用日が未到来の場合は、原則として当該変更の変更適用日の翌営業日</p> <p>②第10条に定める投資計画の変更と同時に、定時定額払戻の設定、変更または解除を行う場合 第10条第3項に定める日</p> <p>6. 定時定額払戻の終了時期は、次のとおりとします。</p> <p>①お客様から定時定額払戻の解除のお申込があった場合 定時定額払戻の解除の適用日が属する月の払戻をもって、定時定額払戻を終了します。</p> <p>②月末最終営業日の前営業日における運用資産の時価評価額が300万円を下回った場合 翌月以降の払戻は行わず、定時定額払戻を終了します。</p> <p>7. 第10条に定める投資計画の変更をお客様が行う場合、払戻が行われない場合があります。</p>	
<p>第12条(解約)</p> <p>1. (現状どおり)</p> <p>2. 当社は、お客様について次のいずれかの事由が生じた場合は、以後、お客様に通知することなく、直ちに本契約を解約できるものとします。</p> <p>①(現状どおり)</p> <p>②第21条による本契約の変更、または野村の証券取引約款の変更に同意頂けない場合</p> <p>③～⑧(現状どおり)</p> <p>3.～4. (現状どおり)</p>	<p>第11条(解約)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は、お客様について次のいずれかの事由が生じた場合は、以後、お客様に通知することなく、直ちに本契約を解約できるものとします。</p> <p>①(省略)</p> <p>②第20条による本契約の変更、または野村の証券取引約款の変更に同意頂けない場合</p> <p>③～⑧(省略)</p> <p>3.～4. (省略)</p>
<p>第13条(振込精算の原則)(現状どおり)</p>	<p>第12条(振込精算の原則)(省略)</p>
<p>第14条(解約時の処理等)</p> <p>1. (現状どおり)</p> <p>2. 第12条(但し、第3項を除きます)による解約が行われる場合、当社は解約日をもって本契約に基づく運用を停止します。</p> <p>3.～5. (現状どおり)</p> <p>6. 第12条第3項による解約が行われる場合、当社は直ちに本契約に基づく運用を停止し、前3項の規定に準じた処理を行います。</p>	<p>第13条(解約時の処理等)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第11条(但し、第3項を除きます)による解約が行われる場合、当社は解約日をもって本契約に基づく運用を停止します。</p> <p>3.～5. (省略)</p> <p>6. 第11条第3項による解約が行われる場合、当社は直ちに本契約に基づく運用を停止し、前3項の規定に準じた処理を行います。</p>
<p>第15条(運用の責任)(現状どおり)</p>	<p>第14条(運用の責任)(省略)</p>

新	旧
第 16 条 (投資判断者) (現状どおり)	第 15 条 (投資判断者) (省略)
第 17 条 (忠実義務) (現状どおり)	第 16 条 (忠実義務) (省略)
第 18 条 (運用報告書の交付頻度) (現状どおり)	第 17 条 (運用報告書の交付頻度) (省略)
第 19 条 (秘密の保持) (現状どおり)	第 18 条 (秘密の保持) (省略)
第 20 条 (電子交付) (現状どおり)	第 19 条 (電子交付) (省略)
第 21 条 (本契約の変更) 1.～3. (現状どおり) 4. お客様から前項の異議があった場合は、第 12 条第 2 項が適用されます。	第 20 条 (本契約の変更) 1.～3. (省略) 4. お客様から前項の異議があった場合は、第 11 条第 2 項が適用されます。
第 22 条 (契約の移転等の禁止) (現状どおり)	第 21 条 (契約の移転等の禁止) (省略)
第 23 条 (契約期間等) 1.～2. (現状どおり) 3. 本契約が解約され、または本契約が更新されずに終了した場合でも、第 13 条第 2 項、第 14 条 (但し、第 1 項を除きます)、第 15 条、第 19 条、第 24 条、第 25 条及び本項の規定は有効に存続するものとします。	第 22 条 (契約期間等) 1.～2. (省略) 3. 本契約が解約され、または本契約が更新されずに終了した場合でも、第 12 条第 2 項、第 13 条 (但し、第 1 項を除きます)、第 14 条、第 18 条、第 23 条、第 24 条及び本項の規定は有効に存続するものとします。
第 24 条 (協議事項) (現状どおり)	第 23 条 (協議事項) (省略)
第 25 条 (準拠法及び裁判管轄) (現状どおり)	第 24 条 (準拠法及び裁判管轄) (省略)
<料金について> 1.～2. (現状どおり) 3. 増額を伴わない投資計画の変更、 <u>定時定額払戻</u> または解約の場合の取扱い 増額を伴わない投資計画の変更 (個別運用商品の資産配分比率の変更、減額等)、 <u>定時定額払戻</u> または解約は、これらが発生した計算期間に係る料金に変動を及ぼしません (例えば、解約日を含む計算期間の料金は、解約がなかった場合と同額となり、料金の賦課が停止されるのは次の計算期間からとなります)。但し、計算期間の最初の営業日を変更適用日として、減額が行われた場合は、運用資産の時価評価額から当該減額に係る金額を差し引いて計算します。	<料金について> 1.～2. (省略) 3. 増額を伴わない投資計画の変更または解約の場合の取扱い 増額を伴わない投資計画の変更 (個別運用商品の資産配分比率の変更、減額等) <u>及び</u> 解約は、これらが発生した計算期間に係る料金に変動を及ぼしません (例えば、解約日を含む計算期間の料金は、解約がなかった場合と同額となり、料金の賦課が停止されるのは次の計算期間からとなります)。但し、計算期間の最初の営業日を変更適用日として、減額が行われた場合は、運用資産の時価評価額から当該減額に係る金額を差し引いて計算します。
料率表 ①投資一任受任料 (現状どおり) ②SMA 手数料 (現状どおり) ※投資信託について、信託財産から運用管理費用 (信託報酬) 等が差引かれるほか、投資信託の売却時に信託財産留保額が差引かれることがあります。運用管理費用 (信託報酬) 等及び信託財産留保額については、個々の投資信託によって料率や取扱いが異なりますので、各投資信託の目論見書等で確認して下さい。	料率表 ①投資一任受任料 (省略) ②SMA 手数料 (省略) ※投資信託について、信託財産から運用管理費用 (信託報酬) 等が差引かれるほか、投資信託の売却時に信託財産留保額が差引かれることがあります。運用管理費用 (信託報酬) 等及び信託財産留保額については、個々の投資信託によって料率や取扱いが異なりますので、各投資信託の目論見書等で確認して下さい。

以上